

中国における商業賄賂立法の最新動向

- 日系企業が商業賄賂に巻き込まれないための留意点 -

(2017 年 3 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所

ビジネス展開支援部ビジネス展開支援課

調査レポートの利用についての注意・免責事項

本調査レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所が現地法律事務所天達共和法律事務所に作成委託し、2017年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本調査レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本調査レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび天達共和法律事務所は、本調査レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび天達共和法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail： BDA@jetro.go.jp
北京事務所
E-mail： PCB@jetro.go.jp

JETRO

目次

1	はじめに	1
2	商業賄賂法による規制と法律執行の現状について.....	1
3	刑法の大きな改正点―「刑法改正九」の施行.....	3
4	「不正競争防止法」改正草案における商業賄賂関連規定の改正.....	6
5	商業賄賂に巻き込まれないための注意点.....	8

中国における商業賄賂立法の最新動向 －日系企業が商業賄賂に巻き込まれないための留意点－

1 はじめに

英国の製菓会社の中国現地法人が商業賄賂の罪に問われ、46名の容疑者が逮捕された事件で、長沙市中級人民法院は2014年9月、同社の総裁や法務総監らを含む複数の高級管理職員に2年ないし4年の懲役を科す判決を下した。同社はさらに30億元に上る巨額の罰金を科せられた。本件は、外商投資企業が罪に問われた商業賄賂事件として、大きな注目を集めた¹。

日本企業が商業賄賂を行なったとして行政処罰を受けたケースも少なくない。上海市工商局は2016年9月、ある日本企業が新製品の販売促進のため販売業者に利益を供与した行為を商業賄賂であると認定し、15万元の罰金に処したほか、違法所得として約1,700万元を没収した。

商業賄賂の意図がなかったにもかかわらず、あるいは正常な商業取引であったにもかかわらず商業賄賂と認定されたケースも少なくない。本調査レポートでは、商業賄賂に対する法的規制とその最新動向を分析・紹介するとともに、中国に進出する日本企業が商業賄賂事件に巻き込まれないための方策を紹介する。

2 商業賄賂法による規制と法律執行の現状について

(1) 商業賄賂に関する現行法律法規と商業賄賂の定義

現在、中国では、刑法に贈収賄犯罪に関する規定があるが、商業賄賂に特化した法律はない。商業賄賂に関連のある行政法規として次のものが挙げられる（表1）。

表1 商業賄賂に関連のある行政法規

No	法令名	施行日	制定機関	内容のポイント
1	不正競争防止法	1993.12.1 2017年改正 施行予定	全人代常務委員会	不正競争防止、商業賄賂定義および認定基準
2	商業賄賂取締り特別作業における政策限界の正確把握に関する意見	2007.5.28	中央治理商業賄賂領導小組	商業賄賂取締りに関する政策

¹ <http://www.jcrb.com/xztpd/2013zt/201307/GSK/>

3	商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定	1996.11.15	国家工商行政管理局	商業賄賂の定義、具体的内容、法律実施機関
4	商業賄賂刑事案件の処理における法律適用の若干問題に関する意見	2008.11.20	最高人民法院、最高人民検察院	商業賄賂刑事案件の処理に関する解釈
5	国土資源分野商業賄賂取締り専門業務の推進に関する意見	2007.7.6	国土資源部	国土資源分野の商業賄賂に対する取締り方法
6	医薬売買分野商業賄賂取締り業務の推進に関する通知	2010.6.21	衛生部	医薬売買分野の商業賄賂に対する取締り方法

これら行政法規の規定により、商業賄賂とは「ビジネス活動において公平競争原則に違反し、金品またはその他の利益を供与、受領することにより、ビジネスチャンスまたはその他の経済利益を提供、取得する行為のことを指す」と定義付けられている（「商業賄賂退治特別作業における政策限界の正確把握に関する意見」第3条）。なお、商業賄賂に対する調査や処罰は、商業賄賂行為が発生した場所または調査対象となる企業の所在地を所轄する工商行政管理局が行なうとされている。

(2) 商業賄賂認定の現状とその問題点

① 民間企業間の商業取引が商業賄賂と認定されるケースもある。

日本法に定める商業賄賂と比べると、中国法に定める商業賄賂の最も大きな特徴は、公務員相手の賄賂に限らず、民間企業間の商業取引についても商業賄賂として認定されるケースがあるということである。外商投資企業が商業賄賂を理由に処罰を受けた過去のケースをみると、企業と販売代理業者との間の取引において商業賄賂行為があったと認定された例が多く見受けられる。

② 商業賄賂の刑事責任、行政責任および民事責任

賄賂に関する日本の法律に比べ、中国法に定める商業賄賂は、刑法上の罰則のみならず、行政法規の適用も受ける。さらに、賄賂行為が共産党幹部に及ぶ場合には、共産党内規の適用も受ける。また、商業賄賂は、刑法に基づく刑事処罰だけではなく、行政機関から行政処罰を受ける可能性もあるほか、民間企業から民事賠償責任を追及される可能性もある。

③ 商業賄賂として認定されるケースの列举

企業の商業活動における常套手段として位置付けられているリベート、奨励、販促などが商業賄賂にあたるかどうかについて、現状では、法律上明確な認定基準はない。しかし、「商業賄賂退治特別作業における政策限界の正確把握に関する意見」第 11 条には、商業賄賂の方式が列举されているため²、実務において企業がこのうちのいずれかの方式を採用すれば即、商業賄賂であると認定されてしまう可能性はある。

④ 調査機関の裁量権が大きすぎる、認定基準が統一されていないという問題点

商業賄賂の認定基準は、法律上明確に示されているわけではない。さらに、調査を担当する工商機関の調査員のレベルや能力が不揃いであるため、正常な商業上のやり取りが商業賄賂と認定されてしまうこともある。また、同一の行為であっても、ある地域では調査や処罰の対象となるのに、別の地域では調査や処罰の対象とはならないなど、対応がまちまちであるという問題点がある。

3 刑法の大きな改正点―「刑法改正九」の施行

中国では 1979 年 7 月 1 日に刑法が制定されて以来、2015 年 11 月 1 日に 9 回目の改正が行なわれた（刑法改正案九）。今回の改正では、主として、汚職、賄賂罪などに対する重要な改正が行なわれた。最高人民法院と最高人民検察院は 2016 年 4 月 18 日、「汚職贈収賄の刑事事件の適用法律問題に関する最高人民法院、最高人民検察院の解釈」を公布し、汚職事件について具体的な規定を示した。

(1) 収賄罪（商業賄賂を含む）処罰の重大な改正

① 関連職業への従事禁止の新設

賄賂、汚職など職務上の権限を悪用して罪を犯した総経理、財務会計など高級管理職員が、刑期満了後、人民法院は、犯罪状況および再犯防止の需要により、その刑罰

²「商業賄賂取締りに関する政策範囲を正確に把握することに関する商業賄賂取締り担当中央指導グループの意見」

（七）商業活動において、公平な競争原則に背く商業協賛または旅行、視察およびその他の活動を提供、收受すること。各種会員カード、商品カード（商品券）およびその他の有価証券を提供、收受すること。不動産、自動車などの物品を提供し、使用すること。上場前の株や配当金を提供、收受すること。賭博、販促費用、宣伝費用、広告費用、研修費用、顧問料、コンサル料、技術サービス料、科学研究費用、臨床費用などの名目で金品またはその他利益を贈与、收受することにより、取引、サービスの機会、優遇条件またはその他の経済利益を供与、獲得した場合には、商業賄賂である。

執行完了の日または仮釈放の日から 3 ないし 5 年間、関連する職業への従事を禁止することができる。

②刑事訴追基準の変更

刑事処罰の訴追基準は、これまでは具体的な金額が示されていたが、改正によって、(ア) 金額が比較的大きい、(イ) 巨額、(ウ) 特に巨額という三段階の基準に変更された。具体的な金額は、最高人民法院と最高人民検察院が司法解釈を別途公布して規定することとされた。本改正の目的は、市場の変化に対応して訴追基準を調整することにある。また、1990 年代以降 5,000 元と定められていた訴追基準が 3 万元に調整された³。

③非公務員への適用

贈収賄罪は公務員に適用されるだけでなく、民間企業間の商業取引におけるリベートなどにも適用される。ただし、訴追基準をみると、民間企業や一般人に対する刑事処罰の訴追基準は 6 万元となっており、これは、公務員の 2 倍の金額に相当し、罰則も公務員に比べれば軽い (表 2)。

④贈賄罪への処罰の厳格化

刑法改正九が施行される前は、贈賄側が相対的に弱い立場にあることや、調査への協力などを考慮して、贈賄罪については処罰を比較的軽くし、容疑者が自首すれば刑事処罰を軽減または免除されるとしていた。しかし、刑法改正九では、贈賄罪に対する処罰を強化し、贈賄の容疑者が自首した場合、処罰を軽減することができるが、処罰を軽減されるのは、重大な事件の調査に協力し、重大な事件の解決に大きな貢献があった場合に限られるとした。実務上、刑法改正九が施行されてから、贈賄容疑者に対する処罰案件は大幅に増加している。

⑤単位犯罪に対する処罰

ここでいう「単位」とは、会社、団体、機関などの組織を指す。「単位犯罪」は、日本の「法人犯罪」に相当する。単位犯罪の訴追基準は一般的に 20 万元であり、3 万元以上とされている個人犯罪の訴追基準に比べて高く設定されている。また、罰則の面からみると、企業に罰金を科すほか、さらに主要責任者または直接的な責任者を 5 年以下の懲役刑、拘留または罰金に処することができる。これは、個人犯罪に対する処罰よりも訴追基準が低い。

³ 刑法学者の説明では、この訴追基準の金額が引き上げられたのは、物価の上昇分を考慮したものであって、訴追基準が緩められたというわけではないとのことである。

⑥罰金刑の増設

贈収賄罪は、どのような罪名であれ、個人犯罪なのか企業犯罪なのかを問わず、
 刑罰以外にさらに罰金に処することができる。罰金の金額は、上限・下限ともに法律
 には明確に定められておらず、人民法院の裁量に委ねられている。

表 2 刑法に定める贈収賄の 10 の罪名

No	罪名	犯罪主体	訴追基準（元）	罰則
1	収賄罪 刑法 385 条 解釈 1 条	国家公務員	3～20 万 ただし 1～3 万も可能	3 年以下の懲役または 拘留、かつ罰金
			20～300 万 10～20 万も可能	3 年以上 10 年以下の 懲役、かつ罰金または 財産没収
			300 万以上 ただし 150～300 万も 可能	10 年以上の懲役、無期 懲役または死刑、かつ 罰金または財産没収
2	単位収賄罪 刑法 387 条 規定 4 条	国家機関、国有企 業、団体	10 万以上 ただし、10 万以下も 可能	罰金、主管者および 直接責任者は 5 年以下 の懲役または拘留
3	影響力を利用 する収賄罪 刑法 388 の 1 条解釈 10 条	国家公務員の近 親者または関係 が密接な者また は離職した元公 務員	3～20 万 ただし 1～3 万も可能	3 年以下の懲役または 拘留、かつ罰金
			20～300 万 ただし 10～20 万も 可能	3 年以上 7 年以下の 懲役、かつ罰金
			300 万以上 ただし 150～300 万も 可能	7 年以上の懲役、かつ 罰金または財産没収
4	贈賄罪 刑法 389 条 解釈 7 条、8 条、 9 条	個人→国家公務 員	3～100 万元 ただし 1～3 万も可能	5 年以下の懲役または 拘留、かつ罰金
			100～500 万 ただし 50～100 万も 可能	5 年以上 10 年以下の 懲役、かつ罰金
			500 万以上 ただし 250～500 万も 可能	10 年以上の懲役また は無期懲役、かつ罰金 または財産没収

5	単位に対する 贈賄罪 刑法 391 条、 規定 6 条	個人、単位→ 国家機関、国有企 業、団体	20 万元 ただし 10～20 万も 可能	3 年以下の懲役または 拘留、かつ罰金
6	単位贈賄罪 刑法第 393 条、 規定 8 条	企業、団体→国家 公務員	20 万元以上、 ただし、10～20 万も 可能	罰金、主管者および直 接責任者は 5 年以下の 懲役または拘留、かつ 罰金または財産没収
7	賄賂斡旋罪 刑法 392 条、 規定 7 条	一般人	個人 2 万元以上 単位 20 万元以上	3 年以下の懲役または 拘留、かつ罰金
8	非国家公務員 収賄罪 刑法 163 条、 解釈 11 条	国家公務員以外 の企業または個 人	6～100 万 100 万以上	5 年以下の懲役または 拘留 5 年以上の懲役、かつ 財産没収
9	非国家公務員 に対する贈賄 罪 刑法 164 条、 解釈 11 条	個人、単位→非国 有企業、団体	6～200 万 200 万以上	3 年以下の懲役または 拘留、かつ罰金 3 年以上 10 年以下の 懲役、かつ罰金
10	外国公務員、国 際組織役員に 対する贈賄罪 刑法 164 条第 2 号 解釈 11 条	個人、単位→外国 公務員、国際組織 役員	6～200 万 200 万元以上	3 年以下の懲役または 拘留、かつ罰金 3 年以上 10 年以下の 懲役、かつ罰金

4 「不正競争防止法」改正草案における商業賄賂関連規定の改正

国務院法制弁公室は 2016 年 2 月 25 日、それまで 23 年間施行されてきた不正競争防止法（以下、「現行法」という）に初めて大幅な改正を加えた不正競争防止法（改正草案）を公布した。当該改正草案は既に 2016 年 11 月 23 日に国務院常務委員会で可決され、現在、全国人民代表大会常務委員会での審議待ちである。不正競争を防止するための最も基本的な法律として、商業賄賂に関する規定がどのように改正されるのか、社会各界の注目を集めている。

(1) 法律の側面から商業賄賂行為の定義付けが行なわれた

現行法には、商業賄賂に対する明確な定義付けはないが、改正草案では、商業賄賂の定義付けがなされた。それによると、「商業賄賂とは、経営者が取引相手または取引に影響力をもつ第三者に対して経済利益を供与し、または経済利益の供与を約束して、その見返りとして、経営者が取引チャンスを獲得したり、市場競争における優勢を獲得するように取引相手または取引に影響力を持つ第三者に取り計らってもらうことである。経済利益の供与や供与を約束すれば、それは贈賄であり、経済利益の供与を受けたり、受けることに同意すれば収賄である。

(2) 商業賄賂の認定範囲が「取引部外者に影響する可能性がある」まで拡大された

現行法では、「相手側企業または個人」への商業賄賂を対象としているのに対し、改正草案では、贈賄の対象を「取引に影響を及ぼす第三者」にまで拡大するとしている。これによって、取引の鍵を握る関係者（例えば、決定権を持つ者の上司や親類縁者または経営者の関連会社など）に経済利益を供与し、または経済利益の供与を約束し、その他経営者または消費者の合法的な権益を損なえば、いずれも商業賄賂と認定されることになった。

(3) 従業員による行為が経営者による行為とみなされる

改正草案は、民事事件の責任追及において、推定過失の原則を採用した。これにより、経営者に取引チャンスを獲得させたり、市場競争において優位に立たせることを目的として従業員が商業賄賂行為をした場合、経営者による行為であるとみなされる。従業員による収賄行為は企業経営者としての行為ではないと企業が主張する場合、企業は相応の举证責任を負う。改正草案は、企業にさらに重い責任を課したといえる。この改正により、企業が行政管理部门からの検査や処罰を受けた際に「従業員の個人的な行為である」と言い訳して企業が自らの責任を免れることは難しくなったといえる。企業のコンプライアンスに対してさらに高い要求が突きつけられたことになる。

(4) 供与を約束しただけでも商業賄賂となる

現行法では、実際に贈収賄行為があった場合に負うべき法的責任は定められているものの、商業賄賂を約束したり言及したりした場合についての法的責任については明確な規定はない。改正草案では、商業賄賂行為を「経済利益を与え、または経済利益を与えることを約束する行為」と定義付けた。

(5) 契約と会計証憑が事実どおりに記載され、かつ一致していなければならない

現行法では「帳簿外で暗に相手側企業または個人にリベートを渡した場合、贈賄と

して処理する」「値引きやコミッションを渡す場合には、必ず事実どおりに帳簿記載しなければならない」と定めている。これに対して改正草案は、「経営者間で契約書および会計証憑中に事実どおりに記載せずに経済利益を供与すること」を商業賄賂行為として認定すると定め、契約書の内容と会計証憑の内容を合致させることを要求している。契約書に約定があったとしても会計処理上、正確に計上しておらず、「その他売掛金」または「その他収入」などの科目に記入してその他の支出目的に用いた場合には、商業賄賂として認定される可能性がある。

(6) 処罰金額が大幅に引き上げられた

現行法によれば、商業賄賂行為の行政責任には、主として、罰金と違法所得の没収という二つの方法がある。改正草案では、違法所得の没収という処罰方法を取り消すと同時に、現行法に定める「1 万元以上 20 万元以下の罰金」という具体的な処罰金額を「違法経営額の 10%以上 30%以下の罰金」と改めた。処罰金額が大幅に引き上げられるのは必至であり、同時に、処罰機関によってより多くの裁量権が認められることが予想される。

5 商業賄賂に巻き込まれないための注意点

(1) 弁護士として受けることの多い商業賄賂に関する相談

①リベートと割引（値引き）

正常な商業取引において、企業と取引先との間、企業と販売代理店または小売業者の間には、リベート、割引または値引きという事象がごく普通に発生する。中国では、リベートについて法律上明確に定義付けがされている。リベート（中国語で「回扣」）とは、商品販売時に帳簿以外に秘密裏に現金、実物またはその他の方法により相手側組織または個人に一定割合の商品代金を返済することを指す（「商業賄賂禁止規定」第 5 条）。中国では、リベート（回扣）は商業賄賂行為として認定されており、禁止されている。

割引または値引き（中国語で「折扣」）または「降価」）は正常な取引行為として許されている。その定義は、割引（中国語で「折扣」または「降价（降価）」）とは、商品販売時に明示かつ真実のまま記帳する方法により相手に優遇した価格を与えることを指す（「商業賄賂禁止規定」第 6 条）。

商業取引において値引きをする際、リベート（回扣）という用語を使用することを避け、値引きについて契約書と帳簿中のいずれにも明記の上、会計科目に正確に記載

しなければならないことに注意が必要である。

②贈与と賄賂

「政府機関への訪問時や、政府幹部が会社を訪問する際に贈答品を準備してもよいのか」「政府幹部に食事をふるまうのはよいのか」。弁護士という職業柄、このような質問を企業から受けることが多い。ここでいう贈与は賄賂とは異なり、正常な付き合いの中で行なわれる行為であり、贈与にあたる。最高人民法院および最高人民検察院の「商業賄賂刑事案件の処理における法律適用の若干問題に関する意見」第 10 条によれば、以下の四つの点で贈与と賄賂を区別することができる。

- (ア) 金品の受け渡しが発生した背景、例えば、双方に親族・親友関係が存在するか否か、ならびに過去の交流の状況およびその程度
- (イ) 受け渡しがなされた金品の価値
- (ウ) 金品の受け渡しの原因、時期および方式、金品提供者から受領者に対し職務上の請託があったか否か
- (エ) 受領者が職務上の便宜を利用して提供者のために利益を図ったか否か

③200 元はセーフティライン

政府幹部に贈答品を贈る場合、如何ほどの贈答品が適切なのか。これもよく質問される内容である。慎重を期するのであれば、200 元以下がセーフティラインであるといえる。1993 年 12 月 5 日に公布された「国务院の渉外公務活動における土産物の贈呈、受領に関する規定」によれば、中国共産党員および政府機関職員が渉外公務において、200 元以下の土産物を受け取った場合、自らこれを使用することができるが、200 元以上の土産物を受け取った場合、受領日または帰国日から 1 カ月以内に土産物申告書を作成し、かつ土産物を所属政府部門に上納しなければならないと定められている。当該規定は既に公布から 20 年が経過しているが、現在なおその効力を失っていない。

④3 万元は絶対禁止だが、1 万元も危険

上に述べたように、3 万元は、贈収賄罪の刑事訴追基準である。3 万元を超えれば賄賂であると法律に明確に規定されているわけではないが、3 万元以上の価値をもつ贈答品は、刑事訴追の基準を満たしている。刑事訴追を受けるリスクを避けるためには、贈答品の価値は 3 万元を超えてはならない。また、1 万元以下であったとしても、

(ア) 贈賄の対象が 3 人以上、(イ) 違法所得を贈賄に用いた、(ウ) 食品、薬品、安全生産、環境保護などの監督管理権限をもつ国家公務員への贈賄、(エ) 司法関係者への贈賄、(オ) 50 万元以上の経済損失を生じたなどの条件を満たせば、刑事訴追の

対象となり得るので、やはり避けるべきである。

(2) 商業賄賂を防ぐためのチェックポイント

商業賄賂を防ぐためのチェック項目とチェック内容は次のとおりである（表3）。

表3 商業賄賂を防ぐためのチェックポイント

No	チェック項目	チェック内容
1	売買契約、代理店契約等の書類の精査	☐ 書面契約を締結しているか ☐ 取引内容が適法か、経営範囲内であるか ☐ 不公正取引を表す文言があるか ☐ 割引、値引きにする場合、明記されているか ☐ 契約内容・条件が適切に明記されているか ☐ 贈賄禁止条項の記載
2	関連証憑の精査	☐ 関連証憑に記載されている割引、値引きなどは、契約の記載に完全に合致しているか ☐ 受けた対価の関連証拠を保管しているか ☐ 支払いや利益の供与は根拠があるか ☐ 従業員個人が受け取った証憑を会社が統一して管理しているか
3	会計処理の整備	☐ 契約内容と会計処理、帳簿の記載に相違がないか ☐ 「その他売掛金」「その他収入」ではなく、法に基づく会計科目に記載されているか ☐ 取引先の経営範囲と発票に記載された取引内容に齟齬がないか ☐ 税務局より発行された適正な発票となっているか
4	社内コンプライアンス制度の確立	☐ コンプライアンスマニュアル等の贈収賄防止制度の構築 ☐ 入社時の社内研修および入社後の定期社内研修 ☐ 従業員には商業賄賂実施者への懲罰強化 ☐ 一定金額以上の費用の精算ダブルチェック ☐ 取引先には「商業賄賂防止に関する協議書」
5	定期的な社内調査および社外監査の実施	☐ 契約書の点検 ☐ 監査報告書の作成 ☐ 会計記入方法の確認 ☐ 関連証憑のチェック

以上